

淀橋区 自主防災会規約

昭和五十七年八月二日制定 昭和五十七年九月一日改正

平成二年六月十五日改正 令和六年四月二十日改正

(名称)

第一条 この会は、淀橋区自主防災会とする。(以下「防災会」と云う)

(事業所の所在地)

第二条 防災会の事務所は、淀橋区民館に置く。

(目的)

第三条 防災会は、住民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」と云う）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第四条 防災会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ①防災知識の普及に関すること。
- ②地震等に対する災害予防に関すること。
- ③地震等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導等の応急対策に関すること。
- ④防災訓練の実施に関すること。
- ⑤防災資器材の備蓄に関すること。
- ⑥その他防災会の目的を達成するために必要な事項。(防災マニュアルを参照)

(構成・組織要員)

第五条 防災会は、淀橋区内にある世帯をもって構成し、その組織編成に必要な要員の人选は、各町内会長及び諸団体の長が行い、会長がこれを委嘱する。

また、欠員が生じたときの補充も同様とする。

(任期)

- 第六条 (1)防災会組織要員の任期は一年とする。但し再任を妨げない。
(2)欠員が生じ補充された組織要員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第七条 (1)防災会に次の役員を置く。

- | | | |
|----------------------|-----|-----|
| ①会 | 長 | 一名 |
| ②副 | 会長 | 二名 |
| ③業 | 務部長 | 若干名 |
| ④会 | 計部長 | 一名 |
| ⑤監 | 査部長 | 二名 |
| ⑥その他役員会で、特に必要と認められた者 | | 若干名 |

(2)役員は、淀橋区役員をもってこれに充てる。また任期は二年とする。

(役員の仕事)

- 第八条 (1)会長は防災会を代表し、会務を総括し、地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。
(2)副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を行う。
(3)業務部長は、それぞれの担当する部の会務の運営にあたる。
(4)会計部長は、予算及び決算の管理と適正な処理にあたる。
(5)監査部長は、会計を監査する。
(6)前条第一項第六号に定める者は、会長の諮問に応えるものとする。

(会 議)

第九条 防災会の会議は、総会及び役員会とし、会長が招集する。

(総 会)

- 第十条 (1)総会は、防災会の組織要員をもって構成し、毎年一回開催する。
(2)総会は、次の事項を審議する。
①規約の改正に関する事。
②防災計画の作成及び改正に関する事。
③事業計画に関する事。
④予算及び決算に関する事。
⑤その他総会が特に必要と認めたこと。
(3)総会はその付議事項の一部を役員会に委任することができる。

(役員会)

- 第十一条 (1)役員会は第七条第一項各号に定める役員をもって構成する。
(2)役員会は、次の事項を審議し、実施する。
①総会に提出すべき事項。
②総会により委任されたこと。
③その他役員会がとくに必要と認めたこと。

(防災計画)

- 第十二条 (1)防災会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を定める。
(2)防災計画は、次の事項について定める。
①地震等の発生時における防災会の組織編成及び役割分担に関する事。
②防災知識の普及に関する事。
③防災訓練の実施に関する事。
④地震等の発生時における情報の収集伝達・出火防止・初期消火・救出救護及び避難誘導に関する事。
⑤その他必要な事項。

(経 費)

- 第十三条 防災会運営に要する経費は次の収入をもってこれに充てる。
①区助成金 ②市補助金 ③その他

(会計年度)

第十四条 会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(会計監査)

- 第十五条 (1)会計監査は、前期・後期の二回監査部長が行う。
但し、必要があるときは臨時に行うことができる。
(2)監査部長は、会計監査の結果を役員会及び班長総会に報告しなければならない。

付則

- 一、この規約は、平成二年六月十五日から実施する。
- 二、この規約の第十二条に定める防災計画は、別添の通りとする。
- 三、この規約に定めなき事項は、役員会に於いて審議し決定する。
- 四、この規約を改定した場合は改定記録へ記入することとする。
- 五、この規約は、令和六年四月二十日から実施する